

令和6年度入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立清陵情報高等学校
 〒962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
 電話 (0248) 72-1515 FAX (0248) 72-5920
 URL <https://seiryojoho-h.fcs.ed.jp/>

1 課程・学科及び募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	特色選抜募集定員	一般選抜の募集定員
全 日 制	工 業	情報電子科	40名	募集定員の40%程度	各小学科とも、募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		電子機械科	80名	募集定員の40%程度	
	商 業	情報処理科	80名	募集定員の40%程度	
		情報会計科	40名	募集定員の40%程度	

2 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者（「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。）

(2) 本校の次に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

特色選抜における「志願してほしい生徒像」

各科共通	<p>本校では、高度情報通信社会の中で主役となって活躍できる人間性豊かな人材の育成を目指し、高度な専門教育を展開している。</p> <p>したがって、専門教科を学習することやコンピュータの活用能力を高めることに強い意欲をもち、専門性を生かした進路実現を目指すとともに、以下の要件を満たす生徒を求めている。</p> <p>①A型：学習志願 各教科の学習の記録が優良であり、入学後も学習に意欲を持って取り組む者。</p> <p>②B型：スポーツ・芸術文化活動志願 スポーツ、芸術および文化等の活動において顕著な実績・記録または優れた資質を有し、かつ入学後、対象とする部活動に3年間継続して所属し、熱心に活動することができる者。</p> <p>※対象とする部活動は「別表1」を参照すること。</p>
------	--

情報電子科	(1) ICT・エレクトロニクスに興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に強い意志のある者。 (2) コンピュータの知識を身に付け、情報処理技術者試験などの高度な資格取得に積極的に挑戦する者。
電子機械科	(1) 機械・電気電子・制御に興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に強い意志のある者。 (2) 工業技術者に必要な情報活用能力を身に付け、技能検定などの高度な資格取得に積極的に挑戦する者。
情報処理科	(1) コンピュータに興味・関心があり、プログラムの作成に関する知識・技術やビジネス活動における会計処理能力など、幅広い情報活用能力の習得に強い意志のある者。 (2) コンピュータの専門的な知識を身に付け、情報処理技術者試験などの高度な資格取得に積極的に挑戦する者。
情報会計科	(1) 簿記会計、コンピュータに興味・関心があり、専門的な知識の習得に強い意志のある者。 (2) コンピュータを活用し、ワープロ・表計算などのソフトウェアの活用能力を高め、会計や情報処理などの高度な資格取得に積極的に挑戦する者。

「別表1」

部活動名	性別	部活動名	性別
野 球	男子のみ	バドミントン	不問
サ ッ カ ー		空 手 道	
ソフトテニス	不問	水 泳	
陸 上 競 技		卓 球	
バスケットボール		硬 式 テ ニ ス	
バレーボール		吹 奏 楽	
ハンドボール		合 唱	

3 通学区域

県下一円とする。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 県外等からの出願については、事前に本校まで問い合わせる。

5 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校の小学科1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、大学科間（工業と商業）の第二志望は認めない。大学科に属する小学科間（情報電子科と電子機械科、情報処理科と情報会計科）において第二志望までの併願を認める。

6 出願期間

(1) 令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手(簡易書留)を貼付した返信用封筒(長形3号、宛名明記)を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① **入学願書**(様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの)

入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

② **令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**(以下「調査書」という。)(様式共通1号)

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、提出を免除する場合がある。

なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ **特色選抜志願理由書**(様式前期2号により、本校において作成したもの)

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ **受験票用紙**(様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の小学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**(様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

(2) 上記(1)以外の者は、事前に本校まで問い合わせる。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**前期選抜志願者名簿**(様式共通4号の1)を添付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、**自己申告書受領書**(様式共通3号)を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。

郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

日程等に余裕を持って、事前に本校まで問い合わせる。

10 願書受付

(1) 出願書類受付後、受験番号を記入した**受験票**（様式統一1号の2）及び**入学検定料納付済証明書**（様式統一1号の3）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に**前期・連携型選抜出願先変更願**（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、一般選抜における第二志望の変更の場合も同様とする。

(2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、**前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願**（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受付完了後、本校校長は**前期・連携型選抜出願先変更承認書**及び**前期・連携型選抜出願先変更連絡書**（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により本校の特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、**出願取消届**（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して**出願期間終了後**に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、**出願取消届**（様式共通7号）を**出願期間終了後**に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

特色選抜

①A型：学習志願

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を併せて資料とし、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

②B型：スポーツ・芸術文化活動志願

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料とし、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科を50点満点とし、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 特色選抜志願理由書

第1面には、志願者全員が本校の当該小学科への志願の動機・理由、中学校時代の活動等、高校入学後の抱負について、本人が具体的に記入する。第2面の「スポーツ・芸術文化活動実績書」については、B型志願者のみ本人が具体的に記入する。

(3) 調査書**①A型：学習志願**

「各教科の学習の記録」は、傾斜配点を実施し、すべての教科の評定を2倍し、270点満点とする。「長所・特技等の記録」は、日本漢字能力検定、実用英語技能検定、実用数学技能検定について点数化して30点満点とし、合計300点満点とする。

部活動等の実績や取組等については評価の対象としない。

②B型：スポーツ・芸術文化活動志願

「各教科の学習の記録」は、傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍し、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、部活動等の実績や取組等を評価して100点満点とし、合計295点満点とする。

(4) 特色面接

A型・B型志願者ともに集団面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えを適切に伝える力を評価する。面接は、段階評価する。

(5) 特色検査

B型志願者に対して実技を実施する。各種技能や基本的な身体能力を評価する。実技は、100点満点とする。

一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

(1) 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科を50点満点とし、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 調査書

「各教科の学習の記録」は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍し、195点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は、点数化しないが、内容について精査する。

(3) 一般面接

集団面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えを適切に伝える力を評価する。面接は、段階評価する。

ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、一般面接は実施せず、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(4) 学力検査と調査書の成績の比重

同等とする。

14 学力検査の日時、日程及び会場

(1) 期 日： 令和6年3月5日（火）

(2) 会 場： 福島県立清陵情報高等学校

(3) 集 合： 8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。

(4) 日 程： 点呼・諸注意 8：20～8：35

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(5) 持ち物： 受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、上履き、下足袋、昼食

(6) 留意事項： 下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 特色面接・特色検査の日時、日程及び会場

(1) 期 日： 令和6年3月6日（水）

(2) 会 場： 福島県立清陵情報高等学校

(3) 集 合： 8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。

(4) 日 程： ① 点呼・諸注意 8：20～8：35

② 特 色 面 接 9：00～

③ 特色検査（実技等） 特色面接終了後

(5) 持ち物： 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食（必要な場合）

(6) 留意事項： 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(7) その他： 運動部志願者については、**体育時の服装（ジャージ上下及び体育館専用シューズ）**、水分補給用の飲み物を持参すること。吹奏楽部志願者については、吹奏楽で使われる任意の楽器（ピアノやハーブは認めない）を持参すること。ただし、打楽器の場合はスネアドラムとする。合唱部志願者については、《コンコーネ50番より No. 1》の楽譜を持参すること。詳細は、本要項の11・12ページに示す。

16 一般面接の日時、日程及び会場

- (1) 期 日： 令和6年3月7日（木）
- (2) 会 場： 福島県立清陵情報高等学校
- (3) 集 合： 8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。
- (4) 日 程： ① 点呼・諸注意 8：20 ～ 8：35
② 一 般 面 接 9：00 ～
- (5) 持 ち 物： 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食（必要な場合）
- (6) 留意事項： 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (7) そ の 他： 特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、一般面接は実施せず、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校において発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに**合格通知書**（様式共通5号）を交付し、併せて入学予定者の事前指導・入学式等の日程及び入学後の経費等の文書を配付するので、午後2時までに来校すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は**追検査等受験願**（様式共通14号）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、**追検査等受験許可証**（様式共通15号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場

学力検査・一般面接受験者

- (1) 期 日： 令和6年3月11日（月）
- (2) 会 場： 福島県立清陵情報高等学校
- (3) 集 合： 学力検査受験者は、8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。
一般面接のみの受験者は、14：30 ～ 14：45 の間に本校生徒昇降口より入り、受付後に別室会場へ移動する。
- (4) 日 程： 学力検査受験者点呼・諸注意 8：20 ～ 8：35
- | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 9:00 | 9:50 | 10:05 | 10:55 | 11:10 | 12:00 | 12:50 | 13:40 | 13:55 | 14:45 | 15:10 | 15:30 |
| 国 語 | 休 | 数 学 | 休 | 外国語
(英語) | 昼 食 | 理 科 | 休 | 社 会 | | 一般
面接 | |
| (50分) | (15分) | (50分) | (15分) | (50分) | (50分) | (50分) | (15分) | (50分) | | (20分) | |
- (5) そ の 他： 持ち物・留意事項等については、7ページの14(5)、(6)及び8ページの16(5)、(6)、(7)と同様とする。

特色面接・特色検査受験者

- (1) 期 日： 令和6年3月12日（火）
- (2) 会 場： 福島県立清陵情報高等学校
- (3) 集 合： 8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。
- (4) 日 程： ① 点 呼 ・ 諸 注 意 8：20 ～ 8：35
② 特 色 面 接 9：00 ～
③ 特 色 検 査 (実技等) 特色面接終了後
- (5) そ の 他： 持ち物・留意事項等については、7ページの15(5)、(6)、(7)と同様とする。

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

19 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通 16 号）を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式共通 17 号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、**入学辞退届**（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) その他

この要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。不明な点があれば、本校まで問い合わせる。

令和6年度入学者選抜 前期選抜特色検査 実施内容・持参物等

福島県立清陵情報高等学校

＜運動部志願＞

部活動名	指定持参物	備考
野 球	ユニフォーム上下（練習着） グラブ アップシューズ（運動靴） スパイク 体育館専用シューズ	ソフトボール、硬式用バットを使用する。
サ ッ カ ー	ジャージ上下 体育館専用シューズ フットサルシューズ（体育館専用シューズ可） キーパーグローブ（キーパーの場合）	
ソフトテニス	ジャージ上下 ソフトテニスラケット 体育館専用シューズ	
陸 上 競 技	ジャージ上下 体育館専用シューズ	
バスケットボール	バスケットができる服装（チームジャージ上下可） 体育館専用シューズ バスケットシューズ（体育館専用シューズ可）	
バレーボール	ジャージ上下 体育館専用シューズ バレーシューズ（体育館専用シューズ可）	ボールは、 <u>4号球</u> を使用する。 ネットの高さは、男子2m30cm・女子2m15cmとする。 サポーター・テーピングの使用は認める。
ハンドボール	ジャージ上下 体育館専用シューズ	
バドミントン	ジャージ上下 バドミントンラケット 体育館専用シューズ バドミントンシューズ（体育館専用シューズ可）	
空 手 道	空手衣 拳サポーター（色不問） メンホー 体育館専用シューズ	
水 泳	ジャージ上下 体育館専用シューズ	
卓 球	卓球ができる服装（ジャージ上下可） 卓球ラケット 体育館専用シューズ 卓球シューズ（体育館専用シューズ可）	
硬式テニス	ジャージ上下 テニスラケット 体育館専用シューズ	テニスラケットの貸し出し有り。

※1 運動部志願の実施内容については、当日指示する。

※2 各自で水分補給用の飲み物を持参すること。

＜文化部志願＞

部活動名	実施内容	指定持参物	備考
吹奏楽	1. スケール演奏（スネアドラム以外） 任意の長調、2オクターヴ、上行形・下行形、♩＝60、八分音符で演奏する。 2. リズム演奏（スネアドラムのみ） ♩＝60、四分音符・八分音符・十六分音符・三十二分音符をそれぞれ4拍（四分音符を1拍とする）ずつ演奏する。 3. 自由曲1曲（2分程度、抜粋可） <u>オーケストラや吹奏楽、アンサンブルのパート譜の演奏は認めない。※伴奏は用意しない。</u>	1. 楽器 （貸し出しは一切行わない。また、受験生同士の貸し借りはできない。） 2. 自由曲の楽譜2部 （1部は、実技試験当日担当者に提出する。）	
合唱	1. 《コンコーネ50番より No.1》 調性は任意。母音アで歌唱すること。 2. 自由曲1曲（1分30秒程度、抜粋可） <u>合唱曲の各パートを歌唱しても良い。</u> ※1、2ともに伴奏は用意しない。	1. 《コンコーネ50番より No.1》の楽譜1部 2. 自由曲の楽譜2部 （1部は、実技試験当日担当者に提出する。） ※1については募集要項にて告知済。	